

令和7年度ものづくり支援事業の改正内容のポイント

(1) 補助金名称の見直し（募集要綱第2条）

「A～Cタイプ補助金」 → 「新商品開発等支援補助金」

(新商品開発、事業化、販路開拓等を支援対象とする補助金)

「Dタイプ補助金」 → 「販路開拓支援補助金」

(販路開拓を支援対象とする補助金)

(2) 補助対象経費の上限額の設定（募集要綱第4条）

① 新商品開発等支援補助金 1, 500万円

② 販路開拓支援補助金 300万円

(3) 補助率の見直し（募集要綱第5条）

	現行	見直し後
通常地域	2/3	1/2～7/10（財団 6/10, 市町村 1/10）
過疎地域等	9/10	7/10～9/10（財団 8/10, 市町村 1/10）

※補助率は、原則として、通常地域にあつては1/2以内、過疎地域にあつては7/10以内とするが、市町村が事業者に対し独自に補助を行う場合、財団は市町村補助額と同等額（補助対象経費の1/10に相当する額を上限）を上乗せして交付することができる。

(4) 運用の弾力化（募集要領2の(3)）

上記(2)の補助金について、事業効果を高める観点から、①の新商品開発部分を1年目、販路開拓部分を2年目に分割して申請することも可能であることを要領に明記。ただし、その場合は①の補助金の補助対象経費の上限は、1, 200万円とする。

(5) 完了後の追跡調査（募集要綱第19条）

事業完了後も、追跡調査を行う旨を規定。

(6) 選考基準の見直し及び公表

申請者の事業計画の作成に資するため、選考基準を公表。